



平成 29 年 8 月 1 日(改定)

## JMRCA モディファイドクラスモーター規定

1. JMRCA 全日本選手権で使用できるモーターは、JMRCA の公認を受けているモーターのみ使用ができ、一般に販売されていなければならない。
2. モーター外寸は、長さ(L)53 mm,直径 36 mm以内(但し、モーターシャフト、ハウジングは除く)であること。
3. スターターに変更が加えられた場合、外観が同じであっても申請時と同じ製品とは認めない。
4. JMRCA によって記載されていない項目については全て IFMAR の規定に準ずるものとする。
5. モーター公認申請書及び製品サンプル 1 個を下記の住所へ送る事。尚、公認申請書に記入漏れがあった場合は申請を受け付けないものとする。**受付から公認まで約 2週間程度を要するものとする**

- JMRCA では抵抗値の測定に下記の機器を使用する  
日置電機株式会社 HIOKI RM3548

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-8-9 東加ビル 3F コスモス 53 内  
JMRCA 事務局 モーター公認受付係り 宛 TEL 03-5825-3202

**JMRCA**